

## 須坂市農業委員会 令和2年11月9日臨時総会 議事録

- 1 招集 令和2年11月9日(月) 午前9時
- 2 開会 令和2年11月9日(月) 午前9時
- 3 閉会 令和2年11月9日(月) 午前9時40分
- 4 場所 須坂市役所 305会議室

- 5 出席した農業委員 (14人)  
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原	等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	19番	櫻井	清一
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	20番	竹前	清孝
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	21番	大澤	敏志
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治				

- 6 欠席した農業委員 なし  
欠席した農地利用最適化推進委員 18番中村嘉博委員

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会11月臨時総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。

本日は臨時総会を急遽招集しましたところ、大変お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。

本日の臨時総会を招集しました経緯につきましては議事の中で説明があらうかと思いますが、よろしく申し上げます。

それでは早速10月提出分のうち審議保留となっていました1議案につきまして、慎重審議をよろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議長 最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、9番春原 博委員、10番小林昇委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第 27 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件の提案理由について説明願います。

事務局 本日の会議につきましては、10 月総会において保留となった審議案件について、県の担当者より、農地法第 4 条第 3 項で「申請書は省令で定める期間内に当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない」とされているところ、11 月総会での再審議となると 3 度の審議となり標準処理期間を超えてしまい、行政手続きとしてはよろしくないとの指摘があり、法に抵触する可能性もあることから、再審査をお願いするものです。

議長 ただいま、事務局から提案理由について説明がありました。  
本議案を審議することについてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第 27 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。  
事務局の説明を願います。  
(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 この件につきまして、過日申請者から説明を受けました。その中で、当初の計画は希望的な計画としていたとのこと。ただ、自分も 30 年以上ブルーベリーを栽培しているので、自信もあるようです。ただ、新しい栽培方法なので露地とは少し違うかもしれないので数量も修正したとのこと。また、品種も通常より粒の大きい品種で、苗も大きなものを用意するとのこと。

議長 法的に抵触する部分はないわけですので、計画に沿った中できちんとやっていくようお願いしていくことになると思います。  
農業委員会としてもきちんとやっているか確認していくということも言っておきました。本人も了承しておりますので、私としては妥当かなと思います。

議長 推進委員さんで何か補足説明がございますか。  
以上で説明が終わりました。  
これより質疑意見に入ります。  
農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番 営農計画ですがどこがどう変わったか示してください。  
事務局 (営農計画書の変更点について説明。)

5 番 営農計画書は提出してありますが、ソーラーシェアリングについては必要な太陽光を確保して営農を継続しながら余剰の太陽光を発電に利用するものとされます。太陽光はあくまでも従であって主となるようでは本末転倒になってしまいますので、その辺は重視しないといけないと思います。  
事務局 営農の継続性は重要ですしそれを確認することも大事です。  
収量等の確認は年度末に申請者から報告させることになっています。また、その報告については出荷関係の書類や写真、農業委員の証明を添付することになります。状況に応じて農業委員さんや事務局で現地を確認しますし、営農計画書の中で継続して営農することを誓約しますとの文書も添付されていますので問題ないと考えています。

5 番 申請者から報告書の提出がありましたら農業委員会において報告いただけますか。  
事務局 報告書は県への報告様式となりますが、年度末に書類が提出されましたら皆さんにも報告したいと思います。

5 番 添付書類の中の制度の説明状況で、通知などにより承知していると記載されているが、これを確認書という形で取り交わすことはできませんか。  
事務局 制度については申請者に説明をして本人も承知していますので、添付資料のこの欄につきましてはそのように修正して農業会議に提出したいと思います。

5 番 一番心配するのは営農を継続しないで太陽光発電だけになってしまうことで、きちんと指導していかないと農地を太陽光発電施設に転用するのと同じになってしまう

します。

事務局 営農型ではありませんが、別の案件で事務局から申請者に対して指導等をしている事例もございます。今回についても、営農されてないと判断した場合は事務局から指導をし、場合によっては県に報告して撤去命令もあり得ます。

5 番 指導されているというのはわかりました。事務局も忙しい中で曖昧にならないようしっかりやっていただきたいと思います。

事務局 必要に応じて指導等をしてまいりますし、一番は地区の農業委員さんがきちんと現場を確認していくことなので委員さんのご協力をお願いしたいと思います。

9 番 今回の案件については2つの課題があると思っています。  
一つは事業の確実性というか営農の継続性と許可後の農業委員会の権限としてどこまで指導できるのかについて、2つ目は法的に書類がそろっていれば書類は受理しなければならず標準処理期間中に結論を出さなければならないということで、個別の事業の確実性の問題と権限の裁量の問題で地域の農業委員会の意見が全然及ばないことがあるということで、おそらく皆さんも歯痒さがあるんだと思います。  
地域の農業委員会の裁量として例えば誓約書を出させるとか、申請者を呼んでヒアリングをするとか、裁量の範囲内でできることをやっていただきたいと思います。  
もう一つ、今回これを認めると国の法制度を見直さない限り、周囲でどんどん同じような案件が増えていく可能性があります。農業委員さんはこれを危惧していると思います。法的な整備として、きちんと地方の農業委員会の裁量が発揮できるような、あるいは農業委員会で決定できるような制度づくりを国などに要請していただきたい。

事務局 制度づくり、法整備につきましては地元国会議員への要望、農業会議または県への要望事項としてあげていきたいと思っています。

9 番 スケジュールを組んできちんと進めてください。

議長 推進委員さんで何かございますか。  
ないようですので、採決いたします。  
なお、この案件につきましては、「意見可」または「意見否」のどちらかに決定いただくこととなりますが、「意見否」とする場合、否とする根拠を示す必要がありますので、申し添えます。  
それでは、議案第27号の1件について「意見可と決定」するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。  
次に、「意見否と決定」するに賛成の農業委員さんは挙手願います。  
「意見可」13名、「意見否」0名ですので、議案27号の1件は「意見可」とすることに決しました。  
これを持ちまして、11月臨時総会を閉会といたします。  
ご苦労様でした。